

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (令和元年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		168		168	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (令和元年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			168		168	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			168		168	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (令和元年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
2	2	3	2	9

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (令和元年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	2	3	2	8
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	2	2	3	2	9

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

## 5 服務及び退職管理

## (1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

## (2) 兼業の許可件数 (令和元年度)

任命権者	件数
知事	10
教育委員会	101
警察本部長	2
公営企業管理者	0
合計	113

## (3) 退職管理の状況

(令和元年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

## 6 研修

(令和元年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	81	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	626
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	245
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	428
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を体験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	17

## 7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

## 8 福祉及び利益の保護

## (1) 職員の厚生福利に関する計画

## ① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和元年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

## (2) 職員の厚生福利の実施状況

## ① 職員の健康診断の実施状況

(令和元年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,471人 教育委員会：1,331人 警察部局：1,251人 企業局：28人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,501人 教育委員会：1,233人 警察部局：695人 企業局：66人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：444人 教育委員会：113人 警察部局：276人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：65人 教育委員会：28人 警察部局：577人 企業局：7人

## ② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和元年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,309人	令和2年1月8日 ～1月12日	来場者数 334人 出品点数 181点	507,530円
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合  (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,685人 2,112人	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	参加者数 延 5,787人	12,240,700円 11,303,300円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	2,010人	令和2年1月15日 ～1月20日	来場者数 376人 出品点数 64点	355,116円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会を、(警)とは警察本部をいう。

● 令和元年度における人事委員会の業務の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から令和元年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

# 山梨県人事委員会業務報告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格発表日
警察官(第1回)	5月12日	5月25, 26日	7月8, 9日	7月19日
大学卒業程度	6月23日	[1回目] 7月7日 [2回目] 8月3日～ 8月7日	—	8月23日
高校卒業程度・資格免許・学校職員	9月29日	[1回目] 10月20日 [2回目] 11月9, 10日	—	11月18日
民間企業等職務経験者	9月22日	[1回目] 10月20日 [2回目] 11月9日	—	11月18日
警察官(第2回)	9月22日	10月5, 6日	11月16, 17日	11月29日

#### イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格者数 (人)	最終合格者数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官(第1回)	41	484	197	40.7	174	41	4.8
大学卒業程度	119	687	578	84.1	244	131	4.4
高校卒業程度	6	42	39	92.9	22	8	4.9
学校職員	16	196	153	78.1	62	23	6.7
民間企業等職務経験者	3	104	74	71.2	24	5	14.8
資格免許	1	0	—	—	—	—	—
警察官(第2回)	34	484	165	34.1	142	34	4.9
合計	220	1,997	1,206	60.4	668	242	5.0

## (2) 採用選考の実施状況

## ① 障害者を対象とした採用選考の実施状況

## ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
障害者選考	9月29日	10月28日, 29日	—	11月18日

## イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
障害者選考	3	16	16	100.0	8	5	3.2

## ② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	2	4	3	2
獣医師 (農政)	3	4	4	2
言語聴覚士	2	2	2	1
職業訓練 (情報システム)	1	4	2	1
職業訓練 (観光ビジネス)	1回目	1	0	—
	2回目	1	1	1
航空整備士	1	2	1	1
火山防災	1	2	1	1

## ③ その他の採用選考の実施状況

職	一 般 職 員					警 察 官	
	部局	知 事	教 育 委員会	警 察 本部	その 他	計	警 察 本部
部長及びその相当職	4	2	0	0	6	警 視	2
課長及びその相当職	1	2	0	0	3	警 部	9
課長補佐及びその相当職	0	18	1	0	19	警部補	3
係長及びその相当職	0	3	0	0	3	巡査部長	3
上記以外	2	5	1	0	8	巡査等	1
合 計	7	30	2	0	39	合 計	18

## (3) 任期付職員

## ① 任期付研究員 (若手育成型)

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局・森林環境部 富士山科学研究所	研究員	令和2年4月1日 ～令和6年3月31日	採用 6名

## ② 一般任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局 防災危機管理課	情報通信幹	令和元年9月1日 ～令和3年8月31日	採用

知事	福祉保健部 健康増進課	歯科保健主幹	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日	採用
知事	産業労働部 宝石美術専門学校	講師	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	任期更新
知事	産業労働部 峡南高等技術専門学校	副主幹	令和2年4月1日 ～令和5年3月31日	採用

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）	/	/	183	25	25	14
警部（専門）			12	5	5	2
警部補（一般）			227	45	45	33
警部補（専門）			10	5	5	2
巡查部長（一般）	355	143	170	63	63	47
巡查部長（専門）	/		11	4	4	2

② 選考による昇任

職	一般職員					警察官	
	部局	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部
部長及びその相当職	34	2	2	2	40	警視	19
課長及びその相当職	55	6	1	1	63	警部	13
課長補佐及びその相当職	103	15	2	3	123	警部補	6
係長及びその相当職	63	3	9	3	78	巡查部長	0
上記以外	204	27	11	11	253	巡查等	0
合計	459	53	25	20	557	合計	38

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A) - (B)
379,464円	379,085円	379円(0.10%)

※平成31年4月分給与

イ 公民特別給の較差

- 平成30年8月から令和元年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.03月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.48月	4.45月

ウ 給与改定について

(ア) 月例給

- 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図



るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合（4.48 月）との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえた上で、人事院勧告に準じて年間支給月数を 0.05 月引き上げる必要がある。
- ・ 年間支給月数 4.45 月 → 4.50 月（0.05 月分）

② 住居手当の見直し

- ・ 人事院は、令和元年の勧告において、令和 2 年 4 月から住居手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げるとともに、最高支給限度額を 1,000 円引き上げることについて勧告したところである。
- ・ 本県においては、これまでも地方公務員法の趣旨を踏まえ、給与制度については、原則として国に準拠していることから、経過措置を含めて、人事院勧告に準じた住居手当の見直しを行うことが適当である。

③ その他の給与上の課題

- ・ 国の動向や他の都道府県の検討状況等を注視し、60 歳を超える職員の給与制度の在り方について検討を進めていくことが必要である。

④ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請する。

(2) 勧告

① 勧告日

令和元年 10 月 18 日

② 実施時期

ア 給料表

平成 31 年 4 月 1 日

イ 特別給(期末手当及び勤勉手当)

令和 元年 12 月 1 日

ウ 住居手当の見直し

令和 2 年 4 月 1 日

③ 勧告内容

ア 給料表

(ア) 行政職

- ・ 人事院勧告に準じて改定すること。
- ・ 民間との間に差があることを踏まえ、初任給を 1,500 円程度の引き上げを基本に改定すること。
- ・ 30 歳台半ばまでの職員について、国に準じて給料月額を改定すること。

(イ) その他の職

- ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

- ・ 一般職員

		6 月期	12 月期
R01 年度	期末手当	1.300 月	1.300 月
	勤勉手当	0.925 月	0.975 月←0.925 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.100 月	1.100 月
	勤勉手当	1.125 月	1.175 月←1.125 月
R02 年度以降	期末手当	1.300 月	1.300 月
	勤勉手当	0.950 月	0.950 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.100 月	1.100 月
	勤勉手当	1.150 月	1.150 月

・ 再任用職員（改定なし）

		6月期	12月期
R01年度	期末手当	0.725月	0.725月
	勤勉手当	0.450月	0.450月
（特定幹部職員）	期末手当	0.625月	0.625月
	勤勉手当	0.550月	0.550月
R02年度以降	期末手当	0.725月	0.725月
	勤勉手当	0.450月	0.450月
（特定幹部職員）	期末手当	0.625月	0.625月
	勤勉手当	0.550月	0.550月

・ 特定任期付職員

		6月期	12月期
R01年度	期末手当	1.650月	1.725月←1.675月
R02年度以降	期末手当	1.700月	1.700月

ウ 住居手当の見直し

- ・ 人事院勧告の内容に準じて改定することとし、所要の経過措置を講ずること。

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 働き方改革と勤務環境の整備
  - ア 長時間労働の是正
  - イ 家庭と仕事の両立支援
  - ウ 年次有給休暇の取得促進
  - エ メンタルヘルス対策
  - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 定年の引上げ
- ⑥ 会計年度任用職員制度への対応

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越(A)-(B)
	前年度からの繰越	新要 求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判定	計(B)	
給与	0	2	2	1	0	0	1	2	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	2	1	0	0	1	2	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
令和元年措第2号	教育委員会職員	給与の支給について	令和2年1月28日	一部認容

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新要 規 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判定	計 (B)		
分限処分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

5 苦情相談の状況

区分	任用 関係	給与 関係	勤務条件 ・ 服務関係	厚生・ 福祉関係	公平 審査 関係	セクハラ・ パワハラ・ いじめ関係	その他	合計
件数	0	2	1	0	0	5	1	9

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 平成三十年六月一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 西八代郡市川三郷町大字大塚の一部
- 五 認証年月日 令和二年九月十七日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 富士川町
- 二 調査を行った時期 平成十年七月十四日から平成二十二年十二月十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡富士川町大字鯉沢の一部
- 五 認証年月日 令和二年九月十七日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成十八年五月二十九日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字梅平の一部
- 五 認証年月日 令和二年九月十七日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 南部町
- 二 調査を行った時期 平成二十七年四月十三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡南部町大字万沢の一部
- 五 認証年月日 令和二年九月十七日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（落合・湯沢地区西新居工区）の換地処分を令和二年八月二十七日実施した。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（農道台帳作成）
- 二 測量の地域 南アルプス市の一部
- 三 測量の期間 令和二年九月二日から令和三年二月二十六日まで

## 企業局

山梨県企業局管理規程第七号

西山ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年九月二十八日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

西山ダム操作規程の一部を改正する規程

西山ダム操作規程(平成二十七年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」第十九条を「第十五条」第二十条に、「第二十条」第二十三条を「第二十一条」第二十四条に改める。

第三条第一号中へをトとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 維持放流設備

(1) 設備の規模及び数 直径〇・三〇メートル及び〇・六〇メートルのもの一式 第三条第二号中「(異常洪水位)」を削り、同条に次の一号を加える。

四 維持放流量 〇・五四立方メートル毎秒

第十一条第三号中「第二十一条第二号」を「第二十二条第二号」に、「第二十二条第一号」を「第二十三条第一号」に、「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 維持放流設備の機能が停止し、維持流量の放流が不可能となったとき。

第二十三条中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「第二十条第三号」を「第二十一条第三号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第二十二条とする。

第三章中第二十条を第二十一条とし、第二章第二節中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

また、維持放流について、放流経路を記録しておかなければならない。

第十六条第六号中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第二章第二節中第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「流芥路ゲートが全開した後」を「その後」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 ダムの洪水吐から放流する場合のゲートの操作順序は、第三号ゲート、第二号ゲート、第一号ゲートの順に開き、以降同様の順序で操作を繰り返すものとする。開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によるものとする。ただし、調整池や排砂路の管理上必要と認められる場合は、第二号ゲート、第一号ゲート、第三号ゲートの順又は第一号ゲート、第三号ゲート、第二号ゲートの順に開けるものとし、以降同様の順序で操作を繰り返すものとする。開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によるものとする。

第二章第一節中第十三条を第十四条とする。  
第十二条中「第二十二条第一号」を「第二十三条第一号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(維持放流の方法)

第十二条 維持放流量(〇・五四立方メートル毎秒)は原則、ダム右岸に位置する維持放流設備より放流するものとする。維持放流設備の機能が不能となった場合は、ダムの流芥路ゲート又は洪水吐ゲートを操作し、放流量を確保するものとする。

別表第1中「第14条第1項」を「第15条第1項」に、「第19条第1項」を「第20条」に、「第20条第4号」を「第21条第4号」に、同表(1)の項中「東京電力株式会社 山梨支店長」を「東京電力ホールディングス株式会社」に、「山梨給電所」を「駒橋事業所」に改める。  
別表第2中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。  
別表第3中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。  
別表第4中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。  
別表中「第12条」を「第13条」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 担当の設置(第二十条)」を「第五節 担当の設置(第二十条)」に改める。

第六節 組織等の特例(第二十条)

第二章に次の一節を加える。

第六節 組織等の特例

(職員の駐在)

第二十条の二 特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが適当でないとして認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(組織等の特例)

第三条 特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが適当でないとして認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

第四条 削除

(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第三条 山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(職員の駐在)

第十二条の二 特別の事務で、必要と認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

(山梨県立高等学校則の一部改正)

第四条 山梨県立高等学校則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 特別の事務で、必要と認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

山梨県教育委員会訓令甲第六号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程を次のように定める。  
令和二年九月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

駐在に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)第二十条の二、山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)第三条、山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)第十二条の二及び山梨県立高等学校則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)第十三条の二に基づく職員の駐在に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐在処理事務及び駐在場所等)

第二条 職員を駐在させて処理させる事務(以下「駐在処理事務」という。)並びに駐在させる職員(以下「駐在職員」という。)の所属する事務局の課若しくは事務所又は教育機関(以下「所属機関」という。)及び駐在場所は、別表に定めるところとする。

(駐在の命令等)

第三条 職員を駐在させる命令(駐在を解除する命令を含む。)は、当該職員の所属する所属機関の長が発する。

2 前項の命令を発した所属機関の長は、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

附則

(施行期日等)

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の項については、令和二年十月一日から施行する。

2 本則及び別表二の項から五の項までの規定は、令和二年四月一日から適用する。

別表(第二条関係)

駐在職員の所属機関	駐在処理事務	駐在場所
-----------	--------	------

一	教育庁義務教育課	幼児教育の一体的な推進に関する業務	甲府市武田四丁目
二	教育庁生涯学習課	子育てなどに関する相談業務	甲府市朝気一丁目
三	中北教育事務所	甲府市立小学校・中学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する業務	甲府市丸の内一丁目
四	総合教育センター	不登校児童生徒等に対する指導に関する業務	笛吹市石和町市部
五	笛吹高等学校	農場管理に関する業務	笛吹市石和町中川

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番